1.令和5年度(2023年度)充実事業

産後ケア事業の改正(R5.12.1~)

		変 更 後	変 更 前
対象	者	産後ケアを必要とする母子	産後に心身の不調又は育児不安等がある母子、 特に支援が必要であると認められる母子
利用申詞	請·登録	妊娠8か月以降	出産後
利	生活 保護 世帯	すべて無料(変更なし)	
用者負担会	非課 税世 帯	すべて無料 5,000円 (泊)減額	
額	課税世帯	宿泊型1泊 3,500円 通所型ロング1回 500円 通所型ショート1回 0円 (泊)減額・ (泊)ま 訪問型1回 0円	

<mark>効果</mark> 産後ケアを必要とする方に広く利用してもらい、安心して子<mark>育てをする体制ができる</mark>

八王子市子ども・若者育成支援計画 の改定に係る基本方針について

令和6年(2024年)1月12日 児童福祉専門分科会資料

(1)子ども・若者育成支援計画の概要

計画期間	令和2年度(2020年度)~令和6年度(2024年度)				
法的な位置付け	次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」				
包含する計画	市町村子ども・若者計画 市町村子ども・子育て支援事業計画 ひとり親家庭自立促進計画 母子保健計画 市町村子どもの貧困対策計画				
計画の対象	子ども(18歳未満)、若者(義務教育終了後から30歳未満※)、 妊婦及びその家庭 ※就労支援については40歳未満を対象				
計画の体系	5つの基本方針に基づき、21の基本施策・62の施策				
計画の推進	21の基本施策の進捗状況について、毎年度点検・評価を行い、公表する。				
市での位置付け	八王子ビジョン2022、八王子未来デザイン2040及び地域福祉 計画の下位計画				

(2)包含する計画と法律の関係

子ども・若者育成支援計画

次世代育成支援 市町村行動計画

市町村子ども・若者計画

市町村子ども・子育て支援事業計画

ひとり親家庭自立促進計画

母子保健計画

市町村子どもの貧困対策計画



围

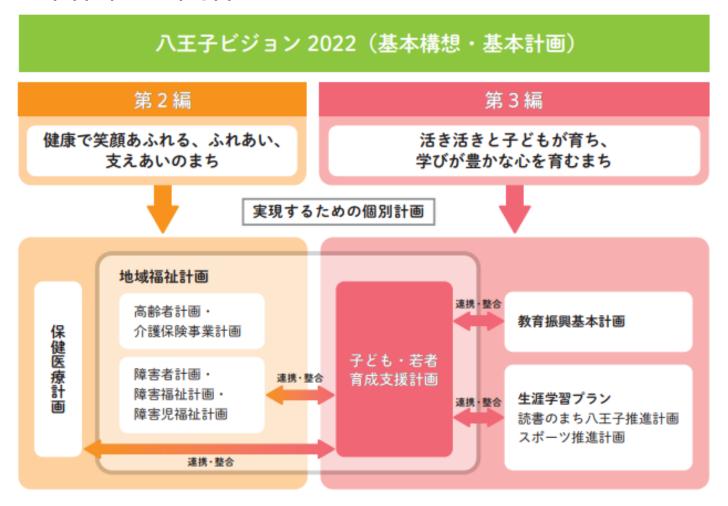
次世代育成支援対策推進法 子ども・若者育成支援推進法 子ども・子育て支援法 母子及び父子並びに寡婦福祉法 健やか親子 21 子どもの貧困対策の推進に関する法律 成育基本法 新・放課後子ども総合プラン



東京都

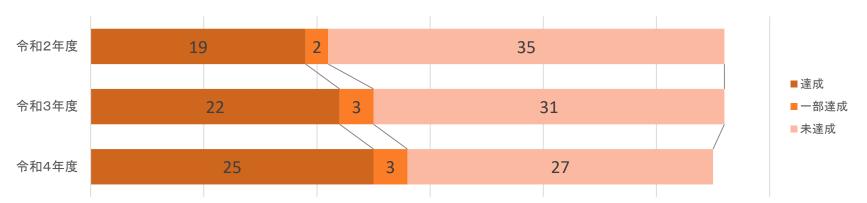
東京都子ども・子育て支援総合計画 東京都子供・若者計画

(3)他の計画との関係



(4)施策指標の達成状況





※令和3年度で子育てモバイル情報サイトを閉鎖したため、令和4年度の指標数は1減

達成状況	主な施策(一例)					
達成(成果)	幼児教育・保育センターの設置若者総合相談センターの設置子育てひろばガイドラインの策定学童保育所待機児童の解消	● 子どもや若者の居場所となる児童館機能の拡充● 「幼児教育・保育の質ガイドライン」の策定● 産後ケア事業の充実● 重症心身障害児レスパイト事業の実施				
未達成(課題)	● 保育所待機児童の解消● 巡回発達相談の実施件数増● 若者サポートセンターの進路決定者数	● ファミリー・サポート・センター提供会員数の増● 地域福祉推進拠点の設置数● 就労支援を実施した人のうち就職が決まった割合				

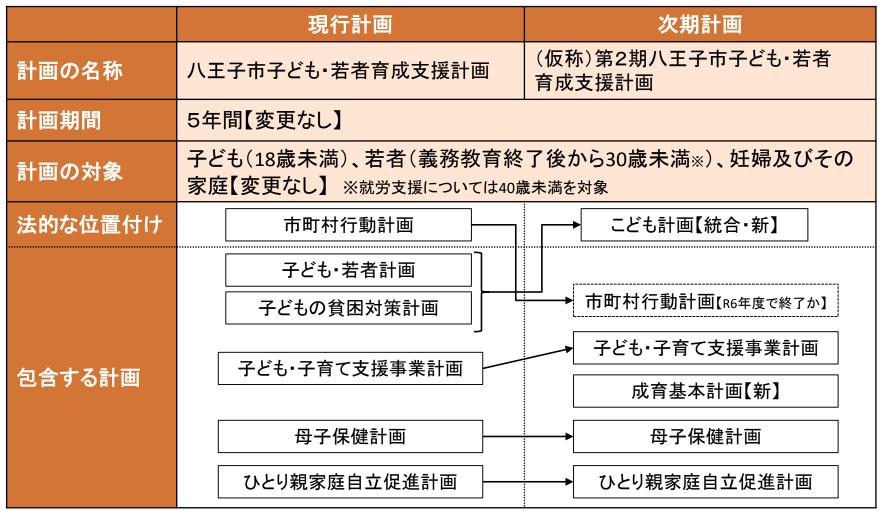
2 社会情勢の変化や市の取組み

●現行計画期間中の社会情勢の変化による課題や法改正、市の新たな取組み等

社会情勢の変化による課題	 新型コロナウイルスの感染拡大 人口減少・少子化の進展 DXの推進・マイナンバーカードの活用 ヤングケアラーへの支援 不登校児の増加
新たな法律や法改正 国や都の制度変更など	 6. こども基本法の施行・こども家庭庁の発足(国) 7. 児童福祉法の改正(国) 8. こども未来戦略方針の策定(国) 9. チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針の策定(都) 10. 第二子以降の0~2歳児の保育料無償化(都)
八王子市の状況や 取組みなど	11. 八王子未来デザイン2040の策定 12. 出産・子育て応援交付金事業の開始 13. 高校生世代等への医療費助成 14. 子どもの生活実態調査の実施 15. 多摩地域初の幼児教育・保育センターの設置 16. こども家庭センターの設置検討 17. 児童館を子ども・若者育成支援センターへ改正

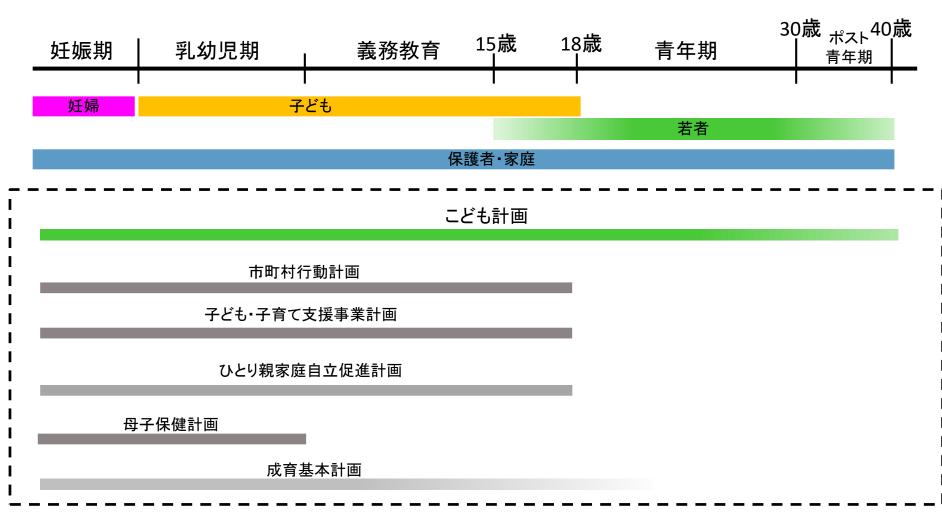
3 次期計画の基本方針

(1)次期計画の概要



3 次期計画の基本方針

【参考】各計画の対象範囲



4 計画の改定作業について

(1)策定及び市民参加のイメージ

八王子市 庁内検討会 ①施策の検討 ②素案(案)の作成 ⑥答申や子どもたちの意見を反映 し、素案を作成 幹事会 ・施策の検討 ・素案(案)及び素案の作成

④答申

社会福祉審議会

児童福祉専門分科会

- ・重点施策の検討
- ・素案(案)の審議 など

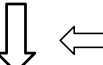


⑤市民参加



- 子どもたちの意見発表
- 子ども、若者、子育て世帯のニーズ調査
- 子ども・若者との意見交換

※パブリックコメント後、 必要によっては内容修正



□ ⑦パブリックコメントの実施

⑧次期子ども・若者育成支援計画の策定

4 計画の改定作業について

(2)今後のスケジュール

			令和6年						令	和7:	年				
		2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	次期計画における重点施策の検討		•												
	ニーズ調査の報告(子ども・若者・保護者)			•											
科会	現行計画の点検・評価総まとめ			•	•	•	•								
分科会の動き	重点施策・保育定員等の確保方策の検討						•	•							
ਣ	素案(案)の検討							•	•						,
	答申の検討									•					
	基本方針の決定(市の意思決定)	•													
	素案の検討・作成(庁内検討会)								-		:				
市の	素案の決定(政策会議)									•					
動き	議会への報告										•				
	パブリックコメントの実施							: : :			: : : :		-		
	計画の決定														•

資料3 子ども・若者育成支援計画の指標実績

基本方針	基本施策	指標	計画策定時 (2018年度)	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度 実績値
		安心して子育てができていると感じている市民の割合	56.0%	55.4%	55.7%	56.8%
全体	指標	子どもが地域の人に見守られながら成長していると感じている市民の割合	52.1%	47.1%	48.3%	44.7%
		計画期間中に子どもたちからの提案を参考に実施した事業数(累計)	-	0件	1件	2件
1	1	子どもの身近に相談できる人がいる割合 ※5年に1度調査	91.3%	-	-	-
		子どもすこやか宣言の普及啓発事業の実施	実施	実施	実施	実施
E F		放課後子ども教室実施校数(うち週5回実施する学校数)	65校(24校)	66校(34校)	66校(36校)	64校(36校)
イを	2	プレーパーク事業の実施検討	-	未実施	未実施	一部実施
担		ボール遊びができる場のルールづくり	-	未実施	検討	試行実施
う		「幼児教育・保育の質ガイドライン」の策定	-	策定中	実施	実施
子 ど も	3	保育施設・幼稚園における「保・幼・小連携の日」の実施率 ※()内はオンラインによる連携の実施も含む値	71.9%	47.1% (79.4%)	43.4% (79.4%)	62.2% (82.2%)
の		赤ちゃんふれあい事業の実施校数	27校	22校	35校	35校
育	4	青少年育成指導者の数	231人	229人	228人	229人
成	4	子ども食堂などを実施する団体数	21団体	31団体	35団体	43団体
		子どもや若者の居場所となる児童館機能の拡充	検討	未実施	検討	方針決定

中間目標値(2022年度)	目標値 (2024年度)
60%	60%以上
60%	60%以上
4件	7件
-	95%以上
充実	充実
68校(40校)	全69校
	(45校)
検討	実施
実施	実施
実施	実施
80%	90%
32校	34校
241人	248人
30団体	35団体
実施	実施

基本方針	基本施策	指標	計画策定時	2020年度 実績値	2021年度 実績値	2022年度 実績値
		妊婦面談実施率	79.9%	95.7%	84.9%	88.1%
2	5	赤ちゃん訪問事業の訪問率	93.9%	96.2%	99.3%	101.2%
		産後ケア事業(通所型・宿泊型)の実施	未実施	実施	実施	実施
子 ど		保育所待機児童の数	26人	19人	12人	17人
ŧ		公立保育所における一時保育の拡充	-	実施	実施	実施
を	6	学童保育所待機児童の数	215人	82人	0人	0人
育む		一体型の学童保育所・放課後子ども教室の実施校数	43校	51校	51校	52校
家		子育て応援企業の登録数	188事業所	188事業所	185事業所	187事業所
庭へ		毎日朝食を食べる3歳児の割合	95.9%	96.8%	96.6%	96.7%
の	7	パパママクラスなどの健康教育(母性科)の開催回数	75回	27回	40回	68回
支		「のびのび子育て講座」実施数	1,050回	986回	1,631回	1,926回
援	8	子育てひろばガイドラインの策定	ı	検討	原案作成	策定
		地域福祉推進拠点の整備数(社会福祉協議会)	4か所	9か所	10か所	12か所
3	9	子ども食堂等などを実施する団体数(再掲)	21団体	31団体	35団体	43団体
子		子育て応援企業の登録数(再掲)	188事業所	188事業所	185事業所	187事業所
ど	10	子育て応援団Beeネットの登録者数(累計)	579人	597人	597人	611人
ŧ.	10	ファミリー・サポート・センター提供会員数	693人	676人	639人	327人
子		子育て情報サイトの開設	-	実施	実施	実施
育て	11	子育て情報モバイルサイト「はち☆ベビ」登録者数の割合	41.2%	38.6%	33.0%	2021年度で閉鎖
を		子ども・子育てフォーラム開催	-	実施	実施	実施
み		地域防犯リーダーの数(町会等あたり平均人数)	1.7人	2.1人	2.2人	2.3人
んな	12	八王子市内の交通事故の件数(18歳以下)	135件	94件	131件	123件
:		青少年対策地区委員会クリーン活動実施参加地区数	86地区	25地区	43地区	73地区

中間目標値	目標値			
(2022年度)	(2024年度)			
95%以上	95%以上			
95%	95%以上			
実施	実施			
0人	0人			
実施	実施			
22	0人			
53校	53校			
200事業所	210事業所			
98%	98%以上			
75回	75回			
1,074回	1,086回			
策定	実施			
21か所	21か所			
30団体	35団体			
200事業所	210事業所			
640人	700人			
731人	751人			
実施	実施			
50%	60%			
実施	実施			
3人	3人以上			
127件	123件			
88地区	89地区			

基本	基本	指標	計画策定時	2020年度	2021年度	2022年度
方針	施策	月日本	(2018年度)	実績値	実績値	実績値
4		養育支援訪問事業 訪問件数	2,516件	3,870件	3,658件	3,763件
配	13	子ども家庭支援ネットワーク中学校区分科会の開催校数	35校	19校	27校	34校
慮		児童虐待防止に関する研修の実施	-	実施	実施	実施
が 必		重症心身障害児レスパイト事業の実施	-	実施	実施	実施
要	14	巡回発達相談の実施件数	300件	273件	246件	289件
なっ		放課後等デイサービスの利用者数	1,012人分	1,087人分	1,096人分	1,368人分
子 ど		就労支援を実施した方のうち、就職が決まった割合	60.0%	40.2%	25.0%	42.9%
ŧ	15	学習支援(ゆめはち先生)を受けた中学校卒業者の高校進学率	95%	100%	100%	90.0%
と 家	15	ひとり親家庭へのメールマガジンの登録者数	1,381人	2,107人	2,197人	2,226人
庭		児童扶養手当受給者のうち、養育費を受け取っている割合	15.8%	18.8%	19.4%	20.3%
へ の	16	生活保護家庭における中学校卒業者の進学率	91.0%	98.4%	96.6%	96.8%
支		生活に困っている世帯の新規相談受付件数(累計)	1,525件	2,235件	2,712件	2,947件
援	17	多言語化に対応した子育てガイドブックの作成	_	実施	実施	実施
5	18	「若者なんでも相談窓口」における利用件数	_	576件	2,823件	2,706件
若	10	若者が対象となる生涯学習講座の数	10講座	4講座	8講座	10講座
者		「若者なんでも相談窓口」における支援機関の紹介件数	-	180件	290件	319件
の	19	八王子若者サポートステーション進路決定者数	42人	37人	40人	38人
社 会		生活に困っている若者の新規相談申込件数	210件	399件	436件	498件
的	20	若者施策に携わる支援者への研修参加人数	545人	324人	218人	217人
自立	20	「若者なんでも相談窓口」における若者支援ケース会議の開催数	_	66回	83回	157回
1.5 1.5	21	若者が参加する市の審議会の割合	_	7.6%	6.6%	9.5%
:	21	大学等と市の連携・協力事業数	267件	136件	148件	154件

中間目標値(2022年度)	目標値 (2024年度)
3,848件	5,144件
全37校	全37校
実施	実施
実施	実施
322件	329件
1,800人分	2,100人分
64%	66%
98%以上	98%以上
1,800人	2,000人
16.2%	16.4%
95%	95%以上
2,267件	2,406件
実施	実施
1,000件	1,500件
20講座	30講座
300件	450件
60人	70人
290件	320件
610人	660人
15回	20回
10%	15%
328件	340件以上

こども大綱

【説明資料】 令和5年12月22日

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」~全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会~

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- 心身ともに健やかに成長できる
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる(自己肯定感を持つ)ことができ、自分 らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- 様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。
- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれ からの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮 することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて 尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるように なるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着(アタッチメント)の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に 人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの 機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営む ことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、 子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つ ことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通した重要事項

- ○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- ○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- ○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供(成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- ○こどもの貧困対策(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- ○障害児支援・医療的ケア児等への支援(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育等)
- ○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援(児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- ○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 (こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- ○こどもの誕生前から幼児期まで
 - こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
 - 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- ○学童期・思春期
- 学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
 - 思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティーを形成していく時期。
 - の関わりの中で、自力の存在の息味、価値、仮割を考え、テイテンティティーを形成してい ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
 - ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- ○青年期
 - 大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
 - ・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- ○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援
- ○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童(18歳未満の全ての者)の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、 社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を 行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、 様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

- ○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進(『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、 各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知)
- ○地方公共団体等における取組促進(上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供等)
- ○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成
- ○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- ○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM(仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築)
- ○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- ○地域における包括的な支援体制の構築・強化(要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開等)
- ○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- ○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

- ○国における推進体制(総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使等)
- ○数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力
- ○安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

別紙1に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、 別紙2に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目標(別紙1)	(目標値)	指標(別紙2)
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%	「こどもは権利の主体である」と思う人の割合こどもの貧困率
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合(自己肯定感の 高さ)	70%	・里親等委託率 ・児童相談所における児童虐待 相談対応件数
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%	・小・中・高生の自殺者数 ・妊産婦死亡率
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の 割合	90%	・安心できる場所の数が1つ以 上あるこども・若者の割合 ・いじめの重大事態の発生件数
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状※維持 ※97.1%	・不登校児童・生徒数 ・高校中退率 ・大学進学率
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこ ども・若者の割合	70%	・若年層の平均賃金 ・50歳時点の未婚率 ・「いずれ結婚するつもり」と
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う こども・若者の割合	70%	考えている未婚者の割合 ・合計特殊出生率 ・出生数 ・夫婦の平均理想/予定こども数
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の 割合	80%	・理想の子ども数を持たない理 由として「子育てや教育にお金 がかかりすぎるから」を挙げる
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%	たがかりするのから」を挙げる 夫婦の割合 ・男性の育児休業取得率
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かってい る」と思う人の割合	70%	・6歳未満のこどもをもつ男性 の家事関連時間 ・ひとり親世帯の貧困率
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当 事者の割合	90%	等

都道府県こども計画、市町村こども計画の策定支援

支援②~自治体こども計画策定ガイドラインの作成~

- 自治体の中には既に、こどもに関する計画を一体的に策定している事例やこども・子育て関係者等に意見を 聴きながら計画策定を行っている事例があることから、これらの調査を行うことにより、<u>自治体こども計画の策定</u> <u>手順や留意点をまとめたガイドラインを取りまとめ、令和5年度末をめどに公表する。</u>また、令和6年度は事 例の調査範囲や内容を拡充し、ガイドラインの改定を予定している。
- (スケジュール) R5.10~ こどもに関する計画の基となる法令等の調査、整理 R5.11~ 事例調査・自治体ヒアリング 随時 ★有識者会議(全4回)
 R6.3 ガイドラインのとりまとめ・公表
- ★ 有識者会議について
 - R5.11.27 第一回 自治体こども計画策定ガイドライン検討のための有識者会議
 - ・ガイドライン構成案についての方針を確認
 - ➤ こども大綱の概要を示しつつ、地域の実情を踏まえた計画策定支援となるようなガイドラインとすること ヒアリングをはじめとする調査を踏まえて自治体の現状に沿ったガイドラインとすること
 - R5.12下旬 第二回 自治体こども計画策定ガイドライン検討のための有識者会議・ガイドライン骨子について確認、自治体ヒアリングの現状共有
 - R6.2~3 第三~四回を実施予定。
 - ※会議の状況についてはこども家庭庁ホームページでも公表中。



「こどもまんなか社会」の実現に向けて

~こども大綱の閣議決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ~

本日の臨時閣議において「こども大綱」を決定しました。

「こども大綱」は、今年4月に施行されたこども基本法に基づく、我が国初の大綱であり、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるものです。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

そして、そのための基本的な方針として、

- ①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、
- ②こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと、
- ③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること、
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること、
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・ 子育ての希望を実現すること、
- ⑥施策の総合性を確保すること を掲げています。

この「こども大綱」では、これまでにはない、初めての試みとして、

まず第1に、目指す「こどもまんなか社会」の姿を、こども・若者の視点で描き、それに対応する目標を定めました。

第2に、こども・若者が「権利の主体」であることを明示するとともに、 こどもや若者・子育て当事者と「ともに進めていく」としました。

第3に、政策に関する重要事項について、こども・若者の視点でわかりやす く示すため、こども・若者のライフステージごとに提示しました。

第4に、こども大綱の下で具体的に進める施策について、今後、毎年、「こどもまんなか実行計画」を策定し、骨太の方針や各省庁の概算要求などに 反映することにしました。

第5に、こども・若者、子育て当事者を始めとする様々な方々から、対面・オンライン・チャット、パブリックコメント、アンケート、ヒアリング、児童館や児童養護施設への訪問など、様々な方法で意見を聴き、いただいた意見を反映するとともに、こどもや若者にもなるべくわかりやすくフィードバックしました。

私から、全ての閣僚に対し、こども・若者や子育て当事者の意見を聴きながら、こども政策を進めていただくよう、お願いしました。こども政策の推進にあたっては、教育基本法に基づく教育振興基本計画とも連携しながら、全てのこども・若者のウェルビーイングの向上を図っていけるように取り組んでまいります。

これからも、こども・若者や子育て当事者のみなさん一人ひとりの意見を 聴いて、その声をまんなかに置いて、そして、こどもや若者のみなさんに とって最も善いことは何かを考えて、政策に反映し、大人が中心になって つくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へとつくり変えていくため に、みなさんとともに歩んでまいります。

令和5年12月22日

内閣府特命担当大臣 (こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

加藤鮎子

「こどもまんなか社会」の実現に向けて

~こども大綱の決定について

加藤大臣からこども・若者のみなさんへのメッセージ~

みなさん、こんにちは。こども政策担当大臣の加藤鮎子です。

みなさんは、「こども基本法」や「こども大綱」って、知っていますか?
「こども基本法」というのは、全てのこどもや若者が、健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」をつくっていくための法律です。

この「基本法」では、「こどもまんなか社会」をつくっていくために大事にすることを書いた「こども大綱」を作ることになっていて、今日、その「こども大綱」が初めてできました!

「こどもまんなか社会」をつくっていくために大事にすること。それは、

- ・こどもや若者のみなさんが生まれながらに持っている権利を大切に しながら、みなさんの今とこれからにとって最もよいことを行って いくこと
- ・こどもや若者のみなさんの意見を聴きながら、一緒に進めていくこと
- ・おとなとして自分らしく生活を送ることができるようになるまで、 ずっと、しっかり支えていくこと

などです。こうしたことを、国全体で大事にして取り組んでいくことを、総理 たいじん き 大臣と 19人の大臣で決めました。 何よりも大切にするのは、みなさんの意見です。これからも、こどもや若者のみなさん一人一人の意見を聴いて、その声を大切にして、こどもや若者のみなさんにとって最もよいことは何かを考えて、それを取組に反映し、大人が中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へとつくり変えていきます。

みなさんも一緒に、「こどもまんなか社会」をつくっていきましょう!

令和5年12月22日

ないかくふとくめいたんとうだいじん せいさく しょうしかたいさく わかものかつやく だんじょきょうどうさんかく 内閣府特命担当大臣 (こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

かとうあゆこかなり

令和6年(2024年)1月12日

社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 委員各位

子ども家庭部長

令和5年度(2023年度)高校生によるまちづくり提案発表会 ~探究しよう! 八王子のミライ~ の開催について

市内都立高校の生徒が、地域課題解決等を題材に探究学習に取り組んだ成果を披露する標記発表会について、下記のとおり開催する運びとなりましたので、御案内いたします。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、何卒、御観覧を賜りますようお願い申しあ げます。なお、会場準備の都合上、当日御観覧いただける場合は、お手数ではございますが、 電話又はメールにて御連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 開催概要

- (1)日時 令和6年(2024年)2月11日(日·祝)10時30分~15時40分
- (2)会場 八王子市学園都市センター(八王子オクトーレ 11 階・12 階) 当日は、上記会場の受付に直接お越しください。なお、専用駐車場が ありませんので、お車でお越しの場合は、近隣の駐車場を御利用ください。
- (3)参加校 市内都立高等学校5校 翔陽高等学校、八王子北高等学校、八王子東高等学校、 富士森高等学校、南多摩中等教育学校
- (4) 当日スケジュール

10時30分~11時30分 ポスター発表

13 時 00 分~14 時 15 分 口頭発表(2部屋に分かれて合計 10 件)

14 時 35 分~15 時 40 分 クローズドセッション(発表生徒と市長・教育長による 意見交換会)

(5)発表内容(現時点で把握しているもの)

自転車・自動車の交通ルール、環境ボランティア、インクルーシブ公園、 学生向けコワーキングスペース等

2 申込方法

令和6年1月31日(水)までに電話又はメールにて御連絡をお願いします。

- ※なお、以下①~③の発表セッションのうち、お越しになる発表をお知らせください(複数 の発表セッションを観覧いただけます)。
 - ①ポスター発表
 - ②口頭発表
 - ③クローズドセッション(発表生徒と市長・教育長による意見交換会)

【申込先·連絡先】

子ども家庭部青少年若者課 電話 620-7435 内線 2892 メール b470900@city.hachioji.tokyo.jp

【問い合わせ先】

子ども家庭部青少年若者課長 小俣 直通 620-7435 内線 2892